

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月16日
【計算期間】	第18期（自 平成22年12月22日 至 平成23年12月21日）
【ファンド名】	シュローダー・ワールド・エマージング・オープン
【発行者名】	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	黒田（玉置）圭子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダー・ワールド・エマージング・オープン」は、エマージング・マーケットの株式を主要投資対象とし、エマージング・マーケットの中から有望な国々の成長企業を厳選し、信託財産の成長を目指します。

運用にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（注¹）（円ヘッジベース）（注²）をベンチマーク（注³）とします。

ファンドは、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（注¹）MSCI（モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル）Inc.が開発した株価指数で、エマージング諸国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。
当指数に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

（注²）MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（米国ドルベース）をもとに、シュローダー証券投信投資顧問株式会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して計算したものです。
当該ベンチマークの算出にあたっては、前月末と当該月末のMSCIエマージング・マーケット・インデックス（米国ドルベース）をそれぞれK0、K1、円Libor3ヵ月金利と米国ドルLibor3ヵ月金利の、前月末から数え過去3ヵ月の月末の平均値をそれぞれ、YR、DRとして、月間のベンチマークの騰落率 = $(K1 / K0) \times (1 + YR/12) / (1 + DR/12)$ で計算します。

（注³）ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、エマージング・マーケット諸国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直すことがあります。

当ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	なし
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 一般

目論見書又は投資信託約款において、主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国

（地域）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジあり

目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

（フルヘッジ）

当ファンドは、原則として為替ヘッジを行います。

（注）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

平成5年12月22日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成15年1月1日 「シュローダー・インベストメント・マネージメント・インターナショナル・リミテッド」の投資助言方式から、「シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド」に外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託する外部委託方式へ変更。

（3）【ファンドの仕組み】

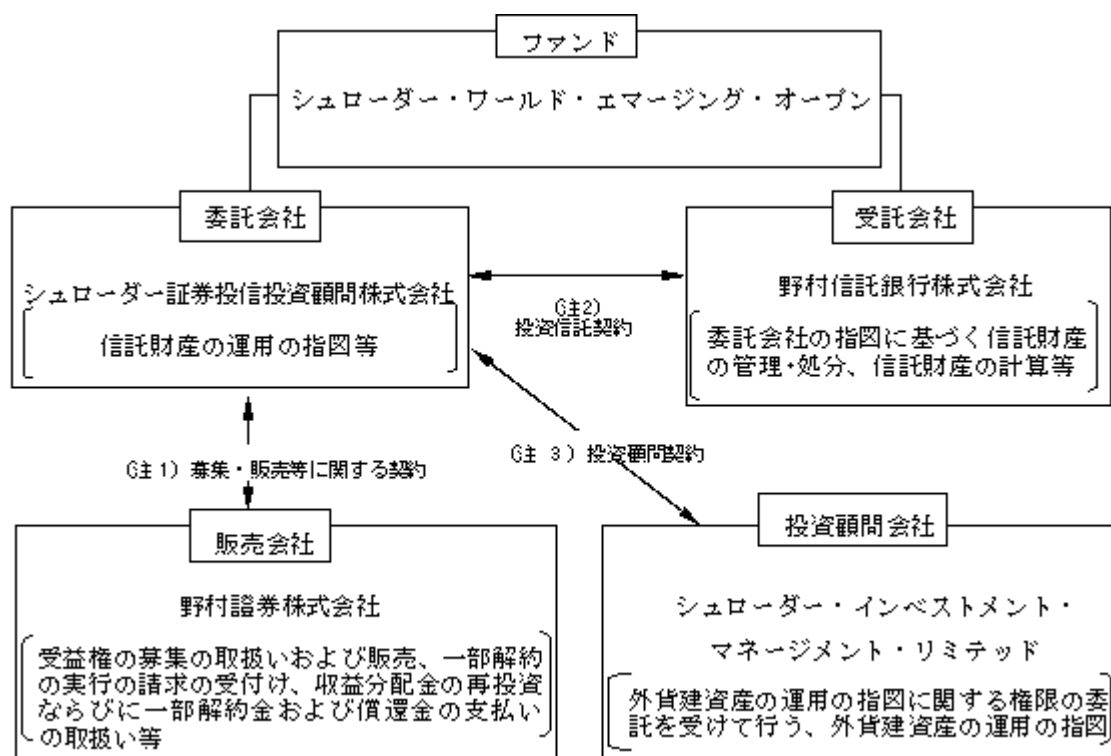
ファンドの仕組み

投資者からの資金をまとめてシュローダー・ワールド・エマージング・オープンとし、その資金をエマージング・マーケットの株式等に投資して運用を行う仕組みです。



ファンドの関係法人

	名 称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用の指図等を行います。
受託会社	野村信託銀行株式会社	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。
販売会社	野村證券株式会社	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受けて、外貨建資産の運用の指図を行います。



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー・ワールド・エマージング・オープン 投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

(注3) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間でシュローダー・ワールド・エマージング・オープンに係る「投資顧問契約書」が締結されます。

信託財産における外貨建資産の運用の権限委託に関する事項、委託者および投資顧問会社の権利義務に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成23年12月末現在）

2. 沿革

昭和60年12月10日 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 シュローダー投信株式会社設立

平成9年4月1日 シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年4月3日 シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況

(平成23年12月末現在)

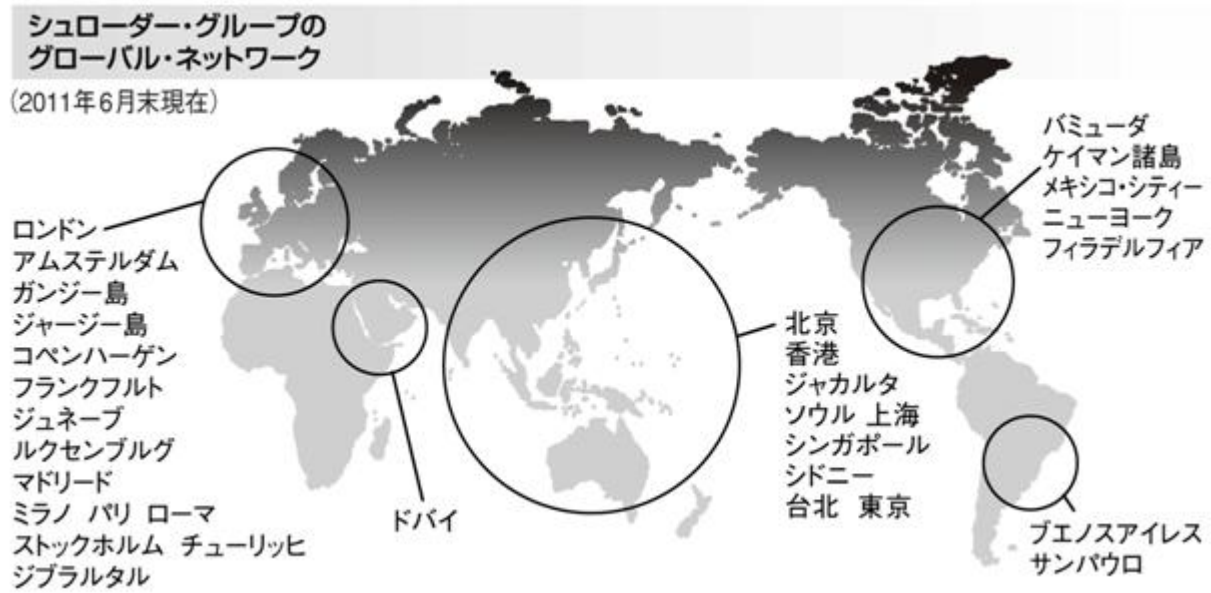
株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー (注)	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウイ ンスキーラーン	9,800株	100%

(注) シュローダー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシー傘下のシュローダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約21.9兆円（2011年9月末現在、1英ポンド=120.08円で換算）にのびります。

日本では、1985年に株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュローダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュローダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貨公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後も、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュローダー・グループの主要拠点

2 【投資方針】

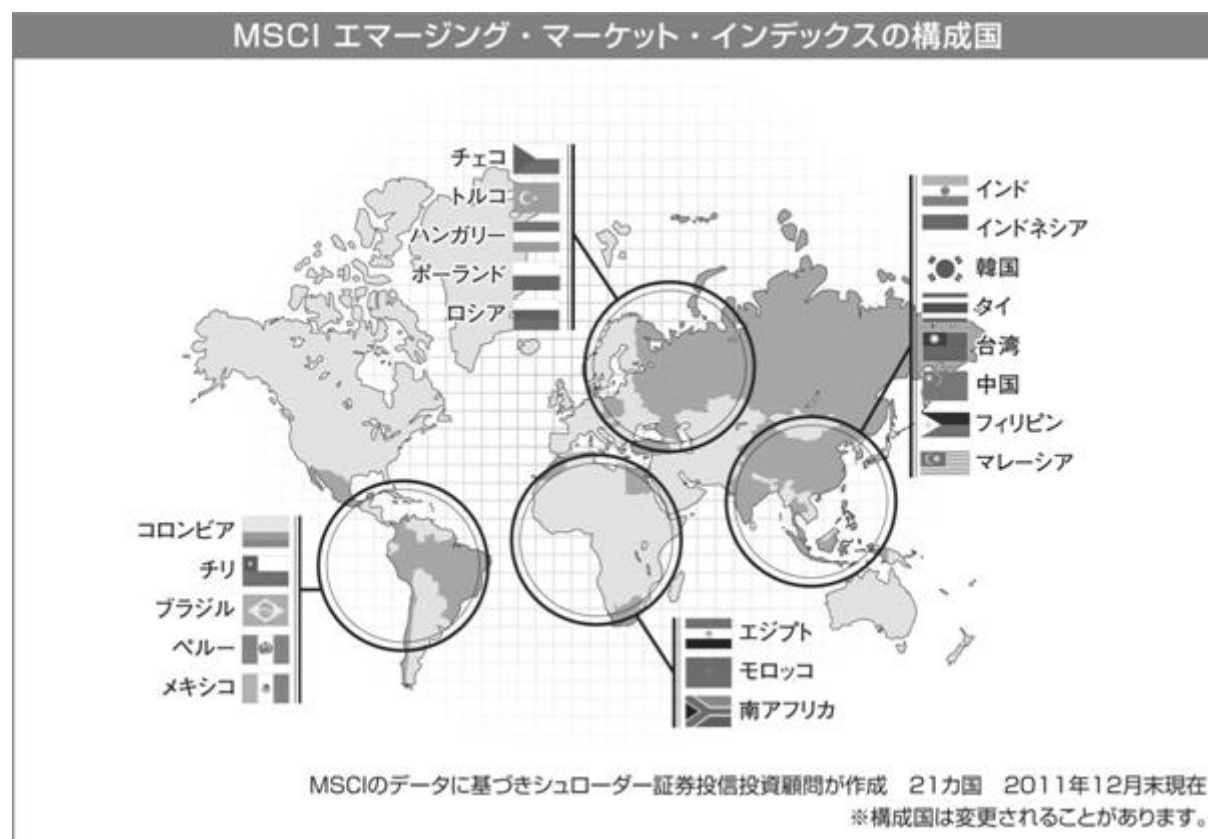
(1) 【投資方針】

< 投資態度 >

エマージング・マーケット^(*)の株式を主要投資対象とし、エマージング・マーケットの中から有望な国々の成長企業を厳選し、信託財産の成長を目指します。

(*)エマージング・マーケットとは、一般に、新興経済国、発展途上国等と認識される国々の市場で、かつ株式市場が整備されつつあるような成長過程にあると考えられる市場のことを指します。

< MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国 >



(注1) 必ずしも上記の国々の株式への投資を行うことを示すものではなく、また上記に記載されていない国の株式（事業基盤や収益の源泉をエマージング諸国に有していると運用担当者が判断するものを含みます。）に投資する場合があります。上記の国々については、その発展段階に応じて、エマージング・マーケットには該当しなくなる可能性があります。

(注2) エマージング・マーケットの中には、直接投資を行うことが困難な国（市場）が存在します。その場合には、米国などの主要市場に上場されているエマージング・マーケット企業のDR（預託証券）や市場（カントリー）インデックスの動きに連動する有価証券等に投資を行うことがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

運用にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。なお、ファンドのベンチマークは、エマージング・マーケット諸国の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への投資にあたっては、トップダウン・アプローチによる国別配分^(*)2)とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択^(*)3)との双方のアプローチからポートフォリオを構築し、ファンド全体および各市場別ならびに個別銘柄ごとのリスク管理を厳格に行い、超過収益を安定的に獲得することを目指します。

(*)2)国別配分（トップダウン・アプローチ）

国別配分は、定量分析モデルを用いた国別ランキングを基に、ストラテジストによる定性データのインプットを加味し、ファンドマネジャーによって配分比の調整を行います。決定は、月次で行われるチーム全員参加の投資戦略会議においてなされ、週次・月次でモニタリングを行います。

(*)3)銘柄選択（ボトムアップ・アプローチ）

エマージング株式市場を担当するアナリストによる徹底した企業訪問調査を基に銘柄選択を行います。アナリストは長期的に高い成長率を持ち、かつ割安とみなされる銘柄を選択して、フェアバリュー（当社の考える適正株価）を算出、期待されるパフォーマンスの優劣の確信度合いに応じて格付を付与します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド^(*)4)に外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

(*)4)シュローダー・グループの英国における投資運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（所在地：ロンドン）はシュローダー・グループのネットワークを活かし、世界各地のアナリストの企業調査に基づいて銘柄を発掘します。（ファンドの運用体制は、後記「（３）運用体制」をご覧ください。）



2011年12月末現在

現在エマージング・マーケットの中には直接投資を行うことが困難な国（市場）が存在します。その場合には、米国などの主要市場に上場されているエマージング・マーケット企業のDR（預託証券）や市場（カントリー）インデックスの動きに連動する有価証券等に投資を行うことがあります。

上記は、当ファンドの外貨建資産の運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

上記の運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

運用の指図範囲（信託約款第15条第1項）

委託者（委託者から委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
10. 外国法人の発行する証券又は証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

14. 銀行、信託会社その他の政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（信託約款第15条第2項）

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図（約款第19条）、外国為替予約の指図（約款第23条）、資金の借入れ（約款第31条の2）で規定する指図を行うことができます。（詳細は後述「（5）投資制限」をご参照ください。）

(3) 【運用体制】

□ 運用体制

シュローダー証券投信投資顧問株式会社(外国株式運用担当)が、ファンドの運用を行います。

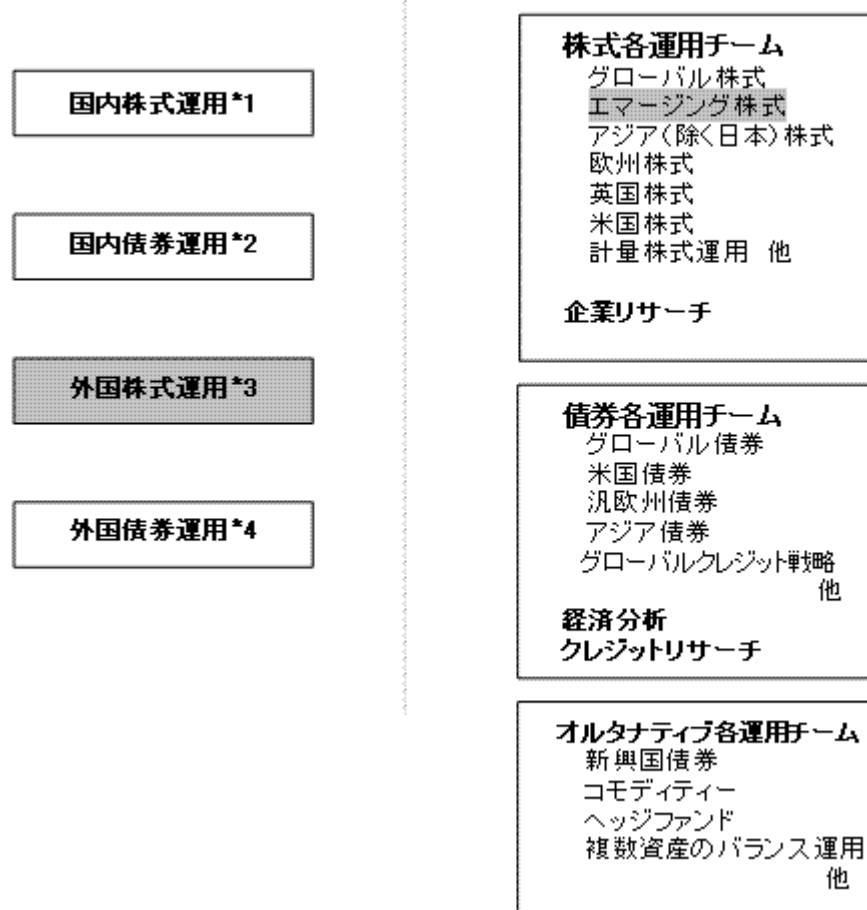
外貨建資産の運用については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制(委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。)で臨みます。

[当社]

[シュローダー・グループ各海外拠点の運用チーム]

（日本を除く）



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

□ 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

□ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年12月21日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 収益分配対象額の範囲は、繰越分を含めた諸経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わず、次期以降に繰り越すこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
4. 利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
5. 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
6. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に対して、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

< 約款で定める投資制限 >

株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款第17条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定のものを含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

先物取引等の運用指図（信託約款第19条）

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに前記(2)投資対象 に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 に掲げる金融商品で運用している額（以下（ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

投資する公社債の範囲(信託約款第20条)

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（信託約款第23条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款第31条の2）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。
2. 委託者は上記1.の規定により借り入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入額は、次の（イ）から（ハ）にあげる範囲内の額とします。
 - （イ）信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - （ロ）かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
 - （ハ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借り入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令上の投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

- ・ 当ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むこ

とがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

- ・ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

（１）組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドの投資対象である株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。

組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

（２）為替変動リスク

外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

保有外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

なお、ファンドが保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、原則として為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

エマージング・マーケット諸国の通貨の中には、当該通貨に対して直接為替ヘッジを行うことができないかまたは実質的に直接為替ヘッジを行うことが困難であると考えられる通貨が存在します。また、現在、直接為替ヘッジが可能な通貨についても、将来においては、当該国政府の通貨当局による何らかの規制導入その他の要因により、直接為替ヘッジを行うことができなくなるかまたは実質的に直接為替ヘッジを行うことが困難となることも想定されます。それらの場合には、当該通貨以外の通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行うか、為替ヘッジを行わない場合があります。なお、当該通貨以外の通貨による間接的な為替ヘッジを行った場合には、当該通貨の値動きと間接的な為替ヘッジの対象通貨の値動きが異なる場合等が想定され、為替ヘッジを行った当初に意図した為替ヘッジ効果が得られない場合があります。したがって、ファンドの基準価額は、為替変動の影響を大きく受ける場合も想定されます。

なお、当該通貨に対する直接為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

また、エマージング・マーケットの金利は、一般に、日本の金利と比較して高い水準にある傾向があります。為替ヘッジを行う際には、通常、ヘッジ対象通貨と日本の金利差相当分程度の為替ヘッジコ

ストがかかりますが、エマージング・マーケットの通貨に対して直接為替ヘッジを行った場合、ファンドによる為替ヘッジコスト負担は大きくなることが想定されます。

（３）カントリーリスク

・投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

・エマージング・マーケット固有のリスク

エマージング・マーケットの経済状況の変化に伴うリスク

エマージング・マーケット諸国においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合および速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。国全体の経済状況の変化は、当該国内の個々の企業業績にも多大な影響を与えるため、ファンドが主として投資を行うエマージング・マーケットの株式は、先進国市場の株式と比較して、その価格変動が大きくなる傾向があると想定されます。

エマージング・マーケットの流動性に関するリスク

エマージング・マーケット諸国の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模や取引量が小さく、流動性等の問題により、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、株価の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治的・経済的な急変時等においては、流動性が極端に減少し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。

エマージング・マーケットの政治的・社会的な変化に伴うリスク

エマージング・マーケット諸国においては、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等によっても、証券市場の価格変動が著しく大きくなる場合があることが想定されます。

また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が極めて大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

エマージング・マーケットにおける証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスク

エマージング・マーケット諸国においては、先進諸国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

エマージング・マーケットにおける企業会計や情報開示等に係るリスク

エマージング・マーケット諸国においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進諸国とは異なることが想定され、投資判断に係る正確な情報の入手が困難であることが想定されます。シュローダー・グループのエマージング・マーケット現地拠点のリサーチ情報等を活用し、可能な限り、正確な情報の入手に努めますが、現地の法制度や習慣等を全て網羅するものではなく、一部、投資判断に支障をきたす場合がある可能性も想定されます。

（４）その他のリスクおよび留意点

・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

・短期金融商品の信用リスク

ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

・買付・解約の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付けを中止することあるいは、すでに受付けた当該申込みの受付けを取り消す場合があります。

・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが投資を行う株式市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

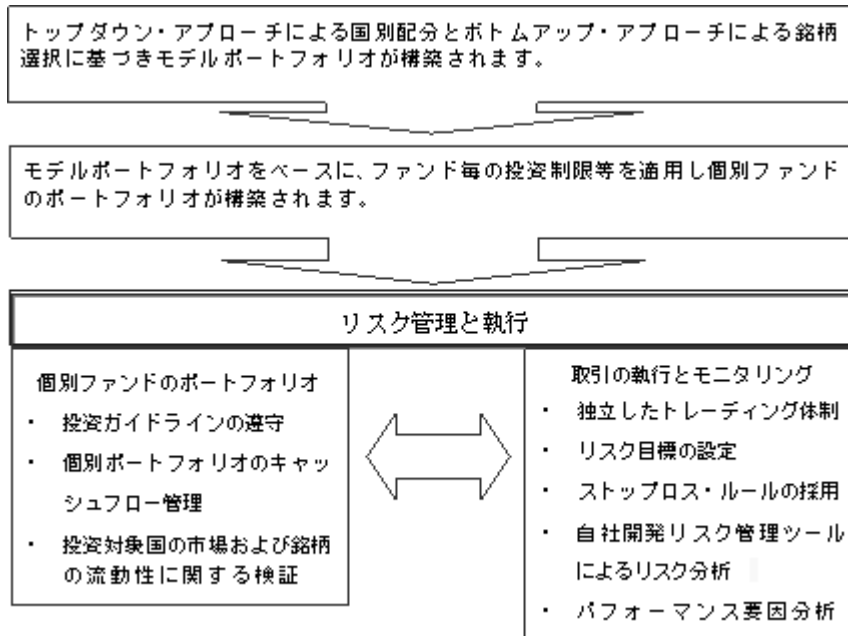
・運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

（５）リスク管理

ファンドのリスク管理

アナリストおよびファンドマネジャーによるリサーチや投資判断のプロセスそのものに、リスク管理の重点を置いています。（前述「2投資方針（1）投資方針「投資態度」」参照）



内部牽制体制の整備状況

- ・ 運用部門と管理部門、運用部門とトレーディング部門を分離
- ・ 運用部門でファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断
- ・ トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保
- ・ コンプライアンス&リスク管理部による各部門の業務手続きの見直し（エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェック）
- ・ コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェック
- ・ コンプライアンス&リスク管理部の各部門に対する定期的なコンプライアンス・セッションにより関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底

内部検査体制

- ・ コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェック
- ・ 問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認

外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

買付申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.1%（税抜2.0%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、買付手数料に相当する金額は、申込代金から差し引かれます。

収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とし、買付手数料は無手数料とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5（税抜150.0）の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は、販売会社の取扱純資産残高に対して、次の通りです。（括弧内は税抜表示）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.8925% (0.8500%)	0.5775% (0.5500%)	0.1050% (0.1000%)
100億円超200億円以下の部分	0.7350% (0.7000%)	0.7350% (0.7000%)	0.1050% (0.1000%)
200億円超300億円以下の部分	0.6300% (0.6000%)	0.8400% (0.8000%)	0.1050% (0.1000%)
300億円超500億円以下の部分	0.5775% (0.5500%)	0.8925% (0.8500%)	0.1050% (0.1000%)
500億円超の部分	0.5250% (0.5000%)	0.9450% (0.9000%)	0.1050% (0.1000%)

委託会社の配分には、投資顧問会社に対する報酬が含まれております。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
2. 外貨建資産の保管等費用
3. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
4. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

ファンド監査費用

法律顧問・税務顧問への報酬

目論見書の作成・印刷・交付費用

有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

信託約款の作成・印刷・届出費用

運用報告書の作成・印刷・交付費用

公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記4.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記4.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(4)その他の手数料等のうち、1.から3.の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

・解約時および償還時

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。当該譲渡益に対する課税においては、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者のファンドの購入価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配金の課税について >

- ・ 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ・ 収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。当該収益分配金の全部が元本払戻金（特別分配金）となる場合があります。

上記の税率は、平成23年12月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成23年12月末現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	中国	584,508,219	20.94
	韓国	522,790,216	18.73
	ブラジル	409,930,113	14.69
	ロシア	214,674,876	7.69
	台湾	210,235,150	7.53
	タイ	147,644,717	5.29
	南アフリカ	101,724,476	3.64
	マレーシア	97,017,063	3.48
	インド	86,066,040	3.08
	インドネシア	83,197,882	2.98
	メキシコ	72,454,542	2.60
	トルコ	34,879,670	1.25
	エジプト	30,704,786	1.10
	ポーランド	22,031,566	0.79
	フィリピン	19,019,169	0.68
	ペルー	17,359,819	0.62
	カタール	16,243,263	0.58
	キプロス	8,121,918	0.29
	小計	2,678,603,485	95.98
オプション証券等	ロシア	38,370,577	1.37
コール・ローン、金銭信託、 その他（負債控除後）	-	73,962,167	2.65
合計（純資産総額）	-	2,790,936,229	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

(注3) 外貨建資産の時価(円)については、平成23年12月末現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円換算したものです。

(注4) 「国 / 地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国 / 地域を表記しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年12月末現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・ 半導体製 造装置	2,370	68,310.00	161,894,700	71,415.00	169,253,550	6.06
2	中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信 サービス	122,000	726.00	88,572,000	750.00	91,500,000	3.28
3	ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	101,352	833.37	84,464,000	827.15	83,833,671	3.00
4	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・ 自動車部 品	4,683	14,073.74	65,907,371	14,377.49	67,329,832	2.41
5	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	346,487	186.36	64,574,089	194.04	67,235,109	2.41
6	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	1,263,315	46.49	58,744,147	46.29	58,491,484	2.10
7	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,022,210	54.40	55,608,224	54.20	55,403,782	1.99

8	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	38,574	1,410.20	54,397,193	1,424.97	54,966,954	1.97
9	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	404,500	135.00	54,607,500	135.80	54,931,100	1.97
10	ロシア	株式	LUKOIL OAO-SPON ADR	エネルギー	12,400	4,059.58	50,338,826	4,088.34	50,695,497	1.82
11	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	37,136	1,284.06	47,684,948	1,280.37	47,548,109	1.70
12	タイ	株式	PTT PCL-NVDR	エネルギー	54,300	774.20	42,039,060	776.65	42,172,095	1.51
13	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	470,000	80.40	37,788,000	81.70	38,399,000	1.38
14	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	エネルギー	107,000	325.50	34,828,500	342.50	36,647,500	1.31
15	韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	1,689	20,756.24	35,057,306	21,431.24	36,197,381	1.30
16	タイ	株式	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	銀行	88,100	399.35	35,182,735	400.57	35,290,657	1.26
17	ブラジル	株式	VALE SA-SP PREF ADR	素材	22,256	1,598.33	35,572,530	1,581.23	35,191,890	1.26
18	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	165,765	199.67	33,099,955	212.22	35,179,311	1.26
19	ロシア	オプション証券等	DEUTSCHE-CW18 SBERBANK-CLS	銀行	183,265	201.34	36,899,784	190.46	34,905,201	1.25
20	韓国	株式	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	家庭用品・パーソナル用品	983	33,345.00	32,778,135	32,906.24	32,346,843	1.16
21	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL-NVDR	銀行	106,800	301.35	32,184,180	297.67	31,791,690	1.14
22	中国	株式	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	自動車・自動車部品	224,000	125.60	28,134,400	137.60	30,822,400	1.10
23	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	エネルギー	16,769	1,854.09	31,091,386	1,803.56	30,244,031	1.08
24	中国	株式	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	公益事業	206,000	137.80	28,386,800	146.40	30,158,400	1.08
25	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	18,600	1,530.00	28,458,000	1,560.00	29,016,000	1.04
26	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車・自動車部品	1,443	19,710.00	28,441,530	19,710.00	28,441,530	1.02
27	インドネシア	株式	BANK MANDIRI TBK	銀行	486,500	59.59	28,992,967	58.29	28,358,085	1.02
28	ブラジル	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	食品・飲料・タバコ	9,800	2,818.85	27,624,753	2,813.41	27,571,423	0.99
29	インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	43,342	613.01	26,569,339	635.80	27,557,190	0.99
30	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信サービス	15,600	1,723.49	26,886,534	1,759.25	27,444,396	0.98

（注1）邦貨換算額は、平成23年12月末現在のわが国における電信売買相場の仲値により換算したものです。

（注2）「国／地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	業種	投資比率（％）
外国	株式	銀行	17.24
		エネルギー	16.67
		半導体・半導体製造装置	8.70
		電気通信サービス	8.59
		素材	8.38
		自動車・自動車部品	5.59
		資本財	4.18
		食品・飲料・タバコ	3.31
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.99
		小売	2.79
		食品・生活必需品小売り	2.66
		ソフトウェア・サービス	2.46
		不動産	2.17
		公益事業	1.90
		保険	1.87
		メディア	1.49
		運輸	1.34
		家庭用品・パーソナル用品	1.16
		消費者サービス	0.81
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.72
		各種金融	0.54
		耐久消費財・アパレル	0.41
	オプション証券等	-	1.37
合計		-	97.35

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する、各業種の評価額比率です。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額（円） （分配落）	純資産総額（円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
第9期	（平成14年12月24日）	2,720,327,875	2,720,327,875	0.3455	0.3455
第10期	（平成15年12月22日）	3,565,979,638	3,565,979,638	0.4866	0.4866
第11期	（平成16年12月21日）	4,144,264,973	4,144,264,973	0.5597	0.5597
第12期	（平成17年12月21日）	6,409,345,626	6,409,345,626	0.7273	0.7273
第13期	（平成18年12月21日）	5,793,176,806	5,793,176,806	0.9059	0.9059
第14期	（平成19年12月21日）	5,908,361,354	6,002,267,401	1.1735	1.1935
第15期	（平成20年12月22日）	2,617,174,262	2,617,174,262	0.6128	0.6128
第16期	（平成21年12月21日）	3,979,770,368	4,017,239,097	0.9925	1.0025
第17期	（平成22年12月21日）	3,845,971,443	3,915,894,886	1.1001	1.1201

第18期	(平成23年12月21日)	2,767,001,333	2,767,001,333	0.9340	0.9340
	平成22年12月末日	3,982,166,243	-	1.1260	-
	平成23年 1月末日	3,698,962,764	-	1.1159	-
	平成23年 2月末日	3,584,024,121	-	1.0924	-
	平成23年 3月末日	3,743,619,421	-	1.1622	-
	平成23年 4月末日	3,851,199,316	-	1.2150	-
	平成23年 5月末日	3,648,520,701	-	1.1617	-
	平成23年 6月末日	3,570,056,755	-	1.1482	-
	平成23年 7月末日	3,564,183,227	-	1.1606	-
	平成23年 8月末日	3,127,652,135	-	1.0329	-
	平成23年 9月末日	2,753,062,477	-	0.9147	-
	平成23年10月末日	3,090,589,824	-	1.0311	-
	平成23年11月末日	2,820,637,153	-	0.9474	-
	平成23年12月末日	2,790,936,229	-	0.9432	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第9期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000
第13期	0.0000
第14期	0.0200
第15期	0.0000
第16期	0.0100
第17期	0.0200
第18期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（分配金込み）（％）
第9期	3.8
第10期	40.8
第11期	15.0
第12期	29.9
第13期	24.6
第14期	31.7
第15期	47.8
第16期	63.6
第17期	12.9
第18期	15.1

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

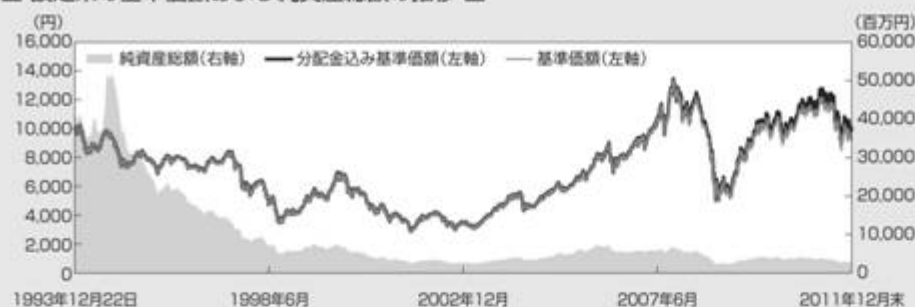
以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

3.運用実績

2011年12月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



基準価額	9,432円
純資産総額	2,791百万円

※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日：1993年12月22日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2007年12月	200円
2008年12月	0円
2009年12月	100円
2010年12月	200円
2011年12月	0円
設定来累計	540円

主要な資産の状況

■ 組入上位国／地域 ■

順位	国／地域	投資比率(%)
1	中国	20.94
2	韓国	18.73
3	ブラジル	14.69
4	ロシア	9.07
5	台湾	7.53
6	タイ	5.29
7	南アフリカ	3.64
8	マレーシア	3.48
9	インド	3.08
10	インドネシア	2.98

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	国／地域	業種	投資比率(%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	韓国	半導体・半導体製造装置	6.06
2	CHINA MOBILE	中国	電気通信サービス	3.28
3	GAZPROM-ADR	ロシア	エネルギー	3.00
4	HYUNDAI MOTOR	韓国	自動車・自動車部品	2.41
5	TSMC	台湾	半導体・半導体製造装置	2.41
6	IND & COMM BK -H	中国	銀行	2.10
7	CHINA CONST BA-H	中国	銀行	1.99
8	ITAU UNIBANC-ADR	ブラジル	銀行	1.97
9	CNOOC LTD	中国	エネルギー	1.97
10	LUKOIL OAO-ADR	ロシア	エネルギー	1.82

※国／地域、業種につきましては委託会社の分類に基づいて表記しております。

年間収益率の推移



※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数
第9期	22,960,673	718,461,016
第10期	122,563,181	668,156,484
第11期	1,137,180,843	1,060,550,395
第12期	4,897,764,919	3,490,700,858
第13期	797,909,967	3,214,898,287
第14期	354,751,342	1,714,775,488
第15期	198,290,305	962,335,072
第16期	90,041,754	351,145,183
第17期	69,338,181	583,051,551
第18期	73,860,832	607,560,944

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

<買付申込みの受付け>

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込みの受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断で、買付申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた買付申込みの受付けを取り消すことがあります。

ファンドは、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後、分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。買付申込者は、申込みの際、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。

なお、当該契約または規定については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<買付価額と申込代金>

受益権の買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。また、申込代金は、払込期日までに販売会社にお支払いいただきます。

<申込単位>

1万円以上1円単位

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約とは別に、販売会社との間で買付申込に係る契約を結んでいる場合には、当該契約に定める方法に従うものとします。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

<振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録>

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求）

<換金（解約）申込みの受付け>

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の申込みを受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で、一部解約の申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の申込みの受付けを取り消すことがあります。

一部解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

<換金価額>

換金価額は、一部解約申込日の翌営業日の基準価額とします。

換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

換金代金は、原則として、受益者の申込みを受け付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

<換金の申込単位>

受益者は、自己の有する受益権につき、委託会社に1口単位または1円単位をもって一部解約を申込みすることができます。

<振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録>

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^{（注）}して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類		評価方法
外国株式	上場銘柄	原則として外国金融商品市場における計算日に知りうる直近日の最終相場により評価する。
	店頭銘柄	原則として海外店頭市場における計算時に知りうる直近日の最終相場または最終買気配相場により評価する。

（ ）上記での評価が適当でないと判断される場合には別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ワールド」として掲載されます。また、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成5年12月22日（当初信託設定日）より平成25年12月20日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月22日から翌年12月21日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

1. 償還条項と信託の終了

（イ）委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が、当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。なお、当初設定に係る受益権の口数は、405億3,191万6,778口です。

（ロ）委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（ハ）上記（イ）または（ロ）の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ニ）上記（ハ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないもの）とします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則と

して公告を行いません。

(ホ)なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。

(ヘ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ト)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」（二）に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(チ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、毎年12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。

(二)上記(ハ)の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。

(ホ)委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(ヘ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日より1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結されたシュローダー・ワールド・エマージング・オープンに係る「投資顧問契約書」の有効期間は、契約締結日から委託会社または投資顧問会社より別段の意思表示がない限り、ファンドの信託終了日までとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

1. 収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、販売会社に交付されます。
2. 販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

1. 償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権の抹消手続きと引き換えに支払われます。
2. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
3. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

1. 受益者は、自己の有する受益権につき、1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日から受益者に支払われます。
3. 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己の有する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

< 照会先 >

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成21年12月22日から平成22年12月21日まで）及び第18期計算期間（平成22年12月22日から平成23年12月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

シュローダー・ワールド・エマージング・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成22年12月21日現在)	第18期 (平成23年12月21日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	14,106,926	74,864,455
金銭信託	971,712	330,849
コール・ローン	110,910,090	38,092,046
株式	3,658,609,601	2,652,871,472
オプション証券等	71,191,930	40,469,857
投資証券	10,465,586	-
派生商品評価勘定	1,273,109	10,029,462
未収入金	90,682,618	25,908,874
未収配当金	517,199	110,731
未収利息	151	52
流動資産合計	3,958,728,922	2,842,677,798
資産合計	3,958,728,922	2,842,677,798
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	406,771	37,074,934
未払金	5,597,239	12,184,432
未払収益分配金	69,923,443	-
未払解約金	4,153,785	236,722
未払受託者報酬	2,041,645	1,625,869
未払委託者報酬	28,583,058	22,762,143
その他未払費用	2,051,538	1,792,365
流動負債合計	112,757,479	75,676,465
負債合計	112,757,479	75,676,465
純資産の部		
元本等		
元本	3,496,172,166	2,962,472,054
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	349,799,277	195,470,721
（分配準備積立金）	1,423,304,953	1,188,880,687
元本等合計	3,845,971,443	2,767,001,333
純資産合計	3,845,971,443	2,767,001,333
負債純資産合計	3,958,728,922	2,842,677,798

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 (自 平成21年12月22日 至 平成22年12月21日)	第18期 (自 平成22年12月22日 至 平成23年12月21日)
営業収益		
受取配当金	77,064,217	81,170,145
配当株式	-	499,699
受取利息	36,262	32,245
有価証券売買等損益	429,426,518	415,328,826
為替差損益	52,345,688	76,210,283
その他収益	16,661	218,006
営業収益合計	558,889,346	409,619,014
営業費用		
受託者報酬	4,103,359	3,584,974
委託者報酬	57,447,441	50,189,539
その他費用	19,394,584	17,129,201
営業費用合計	80,945,384	70,903,714
営業利益又は営業損失（ ）	477,943,962	480,522,728
経常利益又は経常損失（ ）	477,943,962	480,522,728
当期純利益又は当期純損失（ ）	477,943,962	480,522,728
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	33,071,033	10,631,543
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	30,115,168	349,799,277
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,964,959	6,704,039
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,327,206	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	637,753	6,704,039
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	60,819,766
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	60,819,766
分配金	69,923,443	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	349,799,277	195,470,721

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 17 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月21日	第 18 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、オプション証券等、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、投資証券の基準価額、金融商品取引 所等における最終相場（最終相場のな いものについては、それに準ずる価 額）、又は金融商品取引業者等から提示 される気配相場に基づいて評価して おります。	株式、オプション証券等、投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準 及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客先物売 買相場の仲値によって計算して おります。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落 ち日においてその金額が確定している ものについては、当該金額、未だ確定し ていない場合には、入金時に計上して おります。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成の為の 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産 の計算に関する規則」（平成12年総理 府令第133号）第60条に基づき、取引発 生時の外国通貨の額をもって記録する 方法を採用しております。但し、同第61 条に基づき、外国通貨の売却時におい て、当該外国通貨に加えて、外貨建資産 等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘 定の前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当該外 国通貨の売却時の外国為替相場等で円 換算し、前日の外貨基金勘定に対する円 換算した外貨基金勘定の割合相当の邦 貨建資産等の外国投資勘定と、円換算し た外貨基金勘定を相殺した差額を為替 差損益とする計理処理を採用して おります。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

期 別 項 目	第 17 期 [平成22年12月21日現在]	第 18 期 [平成23年12月21日現在]
1. 期首元本額	4,009,885,536円	3,496,172,166円
期中追加設定元本額	69,338,181円	73,860,832円
期中解約元本額	583,051,551円	607,560,944円
2. 計算期間末日における受益 権の総数	3,496,172,166口	2,962,472,054口
3. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を 下回っており、その差額は195,470,721 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第 17 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月21日	第 18 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年12月21日
------------	--	--

1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（62,820,172円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（117,367,279円）及び分配準備積立金（1,360,484,781円）より、分配対象収益は1,540,672,232円（1万口当たり4,406.72円）であり、うち69,923,443円（1万口当たり200円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,695,196円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（66,132,465円）及び分配準備積立金（1,180,185,491円）より、分配対象収益は1,255,013,152円（1万口当たり4,236.36円）ですが、分配を行っておりません。
2. 配当株式	-	外国株式の発行会社が行う株式配当によるものであります。
3. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。

（追加情報）

第 17 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月21日	第 18 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年12月21日
第17期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。	-

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第 17 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月21日	第 18 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第17期 [平成22年12月21日現在]	第18期 [平成23年12月21日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

第17期（平成22年12月21日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	361,326,365円
オプション証券等	15,270,153円
投資証券	1,042,203円
合 計	377,638,721円

第18期（平成23年12月21日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	240,667,442円
オプション証券等	13,249,975円
合 計	253,917,417円

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	第 17 期（平成22年12月21日現在）			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市 場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	3,192,980,013	-	3,192,829,151	150,862
	香港ドル	681,933,014	-	681,167,234	765,780
	南アフリカランド	4,899,588	-	4,878,821	20,767
	買 建				
	米ドル	11,985,597	-	11,916,998	68,599
	ブラジルリアル	425,180	-	423,563	1,617
	カタールリアル	354,308	-	353,453	855
合 計		3,892,577,700	-	3,891,569,220	866,338

（単位：円）

区 分	種 類	第 18 期（平成23年12月21日現在）			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市 場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	4,457,906,244	-	4,488,053,115	30,146,871
	メキシコペソ	13,777	-	13,900	123
	香港ドル	1,121,330,565	-	1,128,090,000	6,759,435
	南アフリカランド	965,234	-	984,975	19,741
	買 建				
	米ドル	2,228,680,413	-	2,237,221,081	8,540,668
	英ポンド	372,136	-	371,543	593
	香港ドル	565,677,745	-	567,008,212	1,330,467
	南アフリカランド	554,844	-	565,000	10,156
合 計		8,375,500,958	-	8,422,307,826	27,045,472

（注）時価の算定方法

- 1 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期（自 平成21年12月22日 至 平成22年12月21日）

該当事項はありません。

第18期（自 平成22年12月22日 至 平成23年12月21日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

期 別	第 17 期	第 18 期
項 目	[平成22年12月21日現在]	[平成23年12月21日現在]
1口当たり純資産額	1.1001円	0.9340円

(1 万口当たり純資産額)

(11,001円)

(9,340円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GAZPROM OAO-SPON ADR	101,352	10.720	1,086,493.44	
	LUKOIL OAO-SPON ADR	12,400	52.220	647,528.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	2,000	125.700	251,400.00	
	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	10,529	25.260	265,962.54	
	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	16,769	23.850	399,940.65	
	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	19,600	6.670	130,732.00	
	ULTRAPAR PARTICIPAC-SPON ADR	4,700	16.950	79,665.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	2,800	39.800	111,440.00	
	GERDAU SA -SPON ADR	18,900	7.590	143,451.00	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	5,082	15.400	78,262.80	
	URALKALI-SPON GDR-REG S	630	36.940	23,272.20	
	VALE SA-SP ADR	16,559	21.510	356,184.09	
	VALE SA-SP PREF ADR	22,256	20.560	457,583.36	
	ORASCOM CONSTRUCTION-GDR	3,832	33.150	127,030.80	
	GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	7,957	12.900	102,645.30	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	5,722	20.840	119,246.48	
	BRF - BRASIL FOODS SA-ADR	9,700	19.520	189,344.00	
	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	9,800	36.260	355,348.00	
	BANCO BRADESCO-ADR	35,509	16.510	586,253.59	
	CREDICORP LTD	1,077	105.550	113,677.35	
	HDFC BANK LTD-ADR	2,600	25.630	66,638.00	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	522	25.240	13,175.28	
	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	38,574	18.140	699,732.36	
	BAIDU INC - SPON ADR	1,700	118.400	201,280.00	
	INFOSYS LTD ADR	1,150	51.470	59,190.50	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	15,600	22.170	345,852.00	
	CHUNGHWA TELECOM LTD-ADR	2,949	33.340	98,319.66	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	16,500	14.890	245,685.00	
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	5,172	16.760	86,682.72	
	TELEF BRASIL-ADR	6,906	27.110	187,221.66	
	CEMIG SA -SPONS ADR	16,380	18.250	298,935.00	
米ドル	(邦貨換算)			(617,525,377)	
通貨小計		415,227		7,928,172.78	
メキシコペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	50,629	36.900	1,868,210.10	
	WALMART DE MEXICO-SER V	120,503	36.890	4,445,355.67	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	35,285	26.820	946,343.70	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	15,000	42.430	636,450.00	
	COMPARTAMOS SAB DE CV	16,053	16.990	272,740.47	
メキシコペソ	(邦貨換算)			(46,237,105)	
通貨小計		237,470		8,169,099.94	
ブラジルリアル	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	10,800	31.180	336,744.00	
	IOCHPE-MAXION SA	8,700	24.830	216,021.00	
	CCR SA	43,180	12.200	526,796.00	
	PDG REALTY SA	46,700	6.100	284,870.00	
	LOJAS RENNER S.A.	7,300	50.000	365,000.00	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	20,100	18.670	375,267.00	
	BR PROPERTIES SA	13,100	17.950	235,145.00	
ブラジルリアル	(邦貨換算)			(98,788,171)	
通貨小計		149,880		2,339,843.00	

英ポンド	CENTAMIN EGYPT LTD	33,109	0.864	28,622.73	
	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	5,502	10.560	58,101.12	
英ポンド	(邦貨換算)			(10,588,114)	
通貨小計		38,611		86,723.85	
新トルコリラ	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	22,505	8.000	180,040.00	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	38,114	6.040	230,208.56	
	TURKIYE HALK BANKASI	19,680	10.040	197,587.20	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	35,992	7.140	256,982.88	
新トルコリラ	(邦貨換算)			(35,734,306)	
通貨小計		116,291		864,818.64	
ポーランドズロチ	KGHM POLSKA MIEDZ SA	1,735	106.600	184,951.00	
	CYFROWY POLSAT SA	19,808	13.250	262,456.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	1,167	312.400	364,570.80	
	TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	8,274	16.950	140,244.30	
ポーランドズロチ	(邦貨換算)			(21,853,497)	
通貨小計		30,984		952,222.10	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	470,000	8.040	3,778,800.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	107,000	32.550	3,482,850.00	
	CNOOC LTD	404,500	13.500	5,460,750.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	69,000	22.450	1,549,050.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	53,000	38.300	2,029,900.00	
	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	224,000	12.560	2,813,440.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	163,000	13.780	2,246,140.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	129,500	9.010	1,166,795.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	57,000	25.100	1,430,700.00	
	TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	26,000	23.400	608,400.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,022,210	5.440	5,560,822.40	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	1,263,315	4.650	5,874,414.75	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	73,600	21.000	1,545,600.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	12,500	52.900	661,250.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	202,000	13.360	2,698,720.00	
	FRANSHION PROPERTIES	1,240	1.390	1,723.60	
	TENCENT HOLDINGS LTD	18,600	153.000	2,845,800.00	
	LENOVO GROUP LTD	238,000	5.410	1,287,580.00	
	CHINA MOBILE LTD	122,000	72.600	8,857,200.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	206,000	13.780	2,838,680.00	
香港ドル	(邦貨換算)			(567,953,543)	
通貨小計		4,862,465		56,738,615.75	
マレーシアリングット	SIME DARBY BERHAD	97,900	8.990	880,121.00	
	GENTING BERHAD	84,600	10.360	876,456.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	54,400	6.900	375,360.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	59,000	13.000	767,000.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	195,900	4.990	977,541.00	
マレーシアリングット	(邦貨換算)			(95,283,829)	
通貨小計		491,800		3,876,478.00	
タイバーツ	PTT PCL-NVDR	54,300	316.000	17,158,800.00	
	THAI OIL PCL-FRGN	91,200	59.500	5,426,400.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	201,200	51.500	10,361,800.00	
	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	88,100	163.000	14,360,300.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	106,800	123.000	13,136,400.00	
タイバーツ	(邦貨換算)			(150,504,813)	
通貨小計		541,600		60,443,700.00	

フィリピンペソ	SM INVESTMENTS CORP	9,900	550.000	5,445,000.00	
	AYALA LAND INC	328,400	15.520	5,096,768.00	
フィリピンペソ	(邦貨換算)			(18,764,347)	
通貨小計		338,300		10,541,768.00	
インドネシアルピア	SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	208,000	10,600.000	2,204,800,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	35,000	71,700.000	2,509,500,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	90,500	4,525.000	409,512,500.00	
	PP LONDON SUMATRA INDONES PT	448,500	2,125.000	953,062,500.00	
	BANK MANDIRI TBK	486,500	6,850.000	3,332,525,000.00	
インドネシアルピア	(邦貨換算)			(81,861,780)	
通貨小計		1,268,500		9,409,400,000.00	
韓国ウォン	SK INNOVATOIN CO LTD	1,745	142,000.000	247,790,000.00	
	LG CHEM LTD	1,689	307,500.000	519,367,500.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	3,169	86,200.000	273,167,800.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	572	261,000.000	149,292,000.00	
	HYUNDAI MOBIS	1,443	292,000.000	421,356,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO	4,683	208,500.000	976,405,500.00	
	CHEIL WORLDWIDE INC	14,360	17,800.000	255,608,000.00	
	SHINSEGAE CO LTD	750	241,000.000	180,750,000.00	
	E-MART CO LTD	713	263,000.000	187,519,000.00	
	KT&G CORP	2,751	79,600.000	218,979,600.00	
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	983	494,000.000	485,602,000.00	
	DGB FINANCIAL GROUP INC	13,180	12,350.000	162,773,000.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	7,820	34,200.000	267,444,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	5,940	38,100.000	226,314,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,778	205,000.000	364,490,000.00	
	DAUM COMMUNICATIONS CORP	720	128,200.000	92,304,000.00	
	HYNIX SEMICONDUCTOR INC	4,200	20,750.000	87,150,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	2,370	1,012,000.000	2,398,440,000.00	
韓国ウォン	(邦貨換算)			(506,494,311)	
通貨小計		68,866		7,514,752,400.00	
台湾ドル	NAN YA PLASTICS CORP	56,000	54.300	3,040,800.00	
	TAIWAN CEMENT	210,687	33.000	6,952,671.00	
	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	424,675	16.400	6,964,670.00	
	ASUSTEK COMPUTER INC	27,949	202.500	5,659,672.50	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	165,765	78.000	12,929,670.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	3,000	522.000	1,566,000.00	
	WPG HOLDINGS CO LTD	141,700	33.450	4,739,865.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	81,200	94.900	7,705,880.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	346,487	72.800	25,224,253.60	
台湾ドル	(邦貨換算)			(192,193,548)	
通貨小計		1,457,463		74,783,482.10	
インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	6,168	713.450	4,400,559.60	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	6,885	649.850	4,474,217.25	
	DR. REDDY'S LABORATORIES	8,703	1,567.950	13,645,868.85	
	HDFC BANK LTD	43,342	414.200	17,952,256.40	
	INFOSYS LTD	3,431	2,668.750	9,156,481.25	
インドルピー	(邦貨換算)			(73,947,781)	
通貨小計		68,529		49,629,383.35	
カタールリアル	INDUSTRIES QATAR	5,707	132.900	758,460.30	
カタールリアル	(邦貨換算)			(16,261,388)	
通貨小計		5,707		758,460.30	
エジプトポンド	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	42,463	19.850	842,890.55	

	EFG-HERMES HOLDING SAE	56,437	9.720	548,567.64	
エジプトボンド	(邦貨換算)			(18,005,468)	
通貨小計		98,900		1,391,458.19	
南アフリカランド	SASOL LTD	6,103	372.050	2,270,621.15	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	5,675	351.790	1,996,408.25	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	2,714	165.400	448,895.60	
	NASPERS LTD-N SHS	5,055	352.000	1,779,360.00	
	IMPERIAL HOLDINGS LTD	5,898	121.000	713,658.00	
	MR PRICE GROUP LTD	6,811	81.000	551,691.00	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	4,937	102.000	503,574.00	
	FIRSTRAND LTD	39,053	20.590	804,101.27	
	MTN GROUP LTD	11,152	138.990	1,550,016.48	
南アフリカランド	(邦貨換算)			(100,874,094)	
通貨小計		87,398		10,618,325.75	
				(2,652,871,472)	
合計		10,277,991		2,652,871,472	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評 価 金 額	備考
オプション証券等	米ドル	DEUTSCHE-CW18 SBERBANK-CLS	183,265.00	474,656.35	
		MERRILL-CW12 SBERBANK-CLS	17,211.00	44,920.71	
	米ドル	(邦貨換算)		(40,469,857)	
	通貨小計		200,476.00	519,577.06	
				(40,469,857)	
合計			200,476.00	40,469,857	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. オプション証券等における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 31銘柄 オプション証券等 2銘柄	93.8% 6.2%	24.4%
メキシコペソ	株式 5銘柄	100.0%	1.7%
ブラジルレアル	株式 7銘柄	100.0%	3.7%
英ポンド	株式 2銘柄	100.0%	0.4%
新トルコリラ	株式 4銘柄	100.0%	1.3%
ポーランドズロチ	株式 4銘柄	100.0%	0.8%
香港ドル	株式 20銘柄	100.0%	21.1%
マレーシアリングット	株式 5銘柄	100.0%	3.5%
タイバーツ	株式 5銘柄	100.0%	5.6%
フィリピンペソ	株式 2銘柄	100.0%	0.7%
インドネシアルピア	株式 5銘柄	100.0%	3.0%
韓国ウォン	株式 18銘柄	100.0%	18.8%
台湾ドル	株式 9銘柄	100.0%	7.1%
インドルピー	株式 5銘柄	100.0%	2.8%
カタールリアル	株式 1銘柄	100.0%	0.6%
エジプトボンド	株式 2銘柄	100.0%	0.7%
南アフリカランド	株式 9銘柄	100.0%	3.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年12月末現在)

種類	金額	単位
資産総額	5,552,403,370	円
負債総額	2,761,467,141	円
純資産総額(-)	2,790,936,229	円
発行済口数	2,958,853,386	口
1口当たり純資産額(/)	0.9432	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

○受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（平成23年12月末現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5ヵ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

経営体制

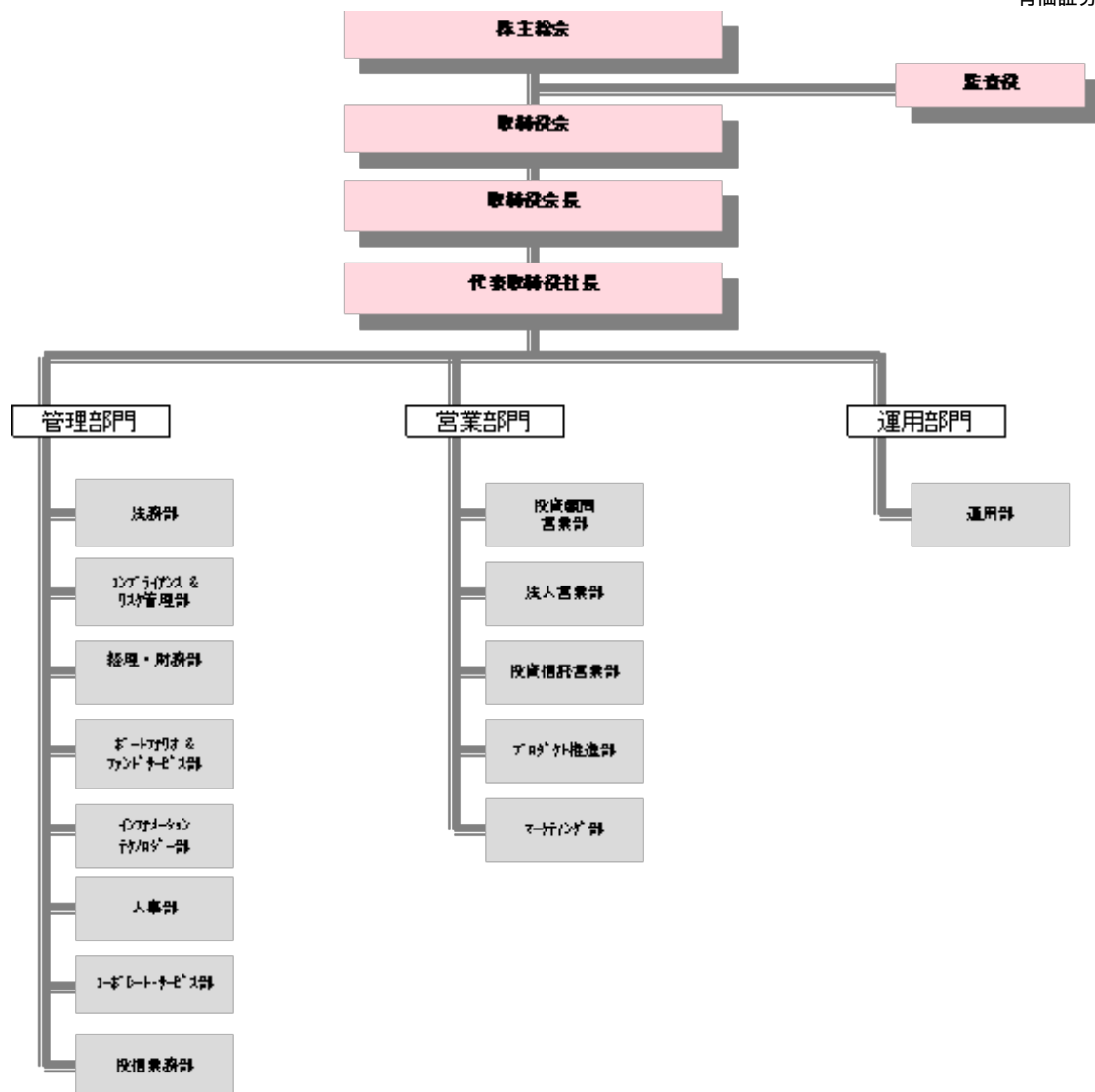
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

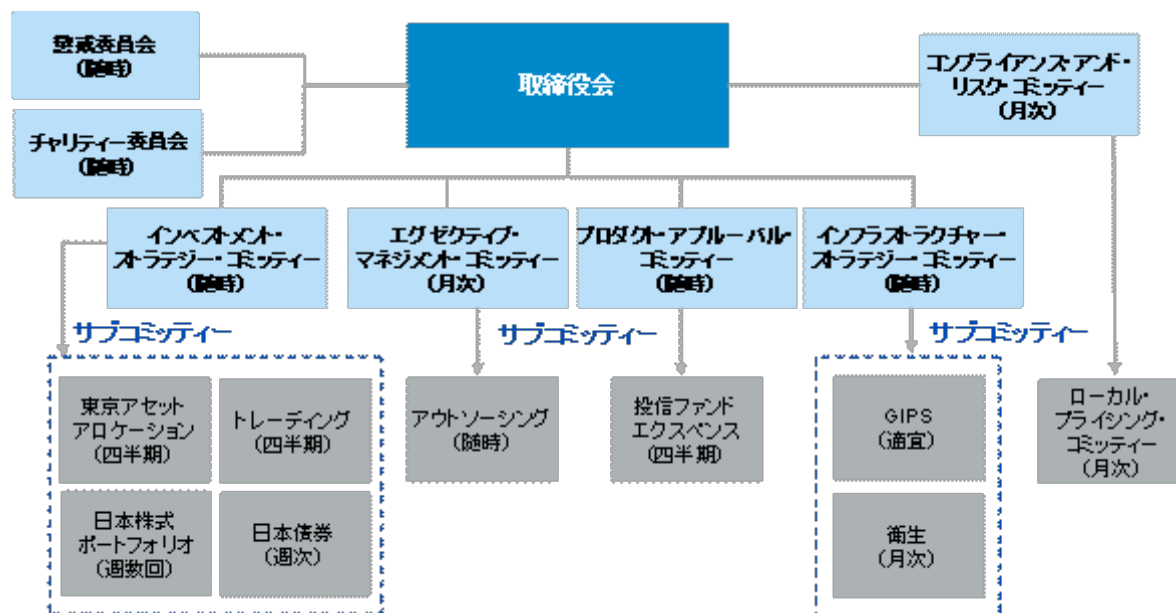
取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

運用全般にかかわる意思決定は、取締役会から権限を委譲されたインベストメント・ストラテジー・コミッティーで行われます。また各運用商品の投資方針は、インベストメント・ストラテジー・コミッティーの下に設置された以下の各サブコミッティーで決定されます。



東京アセットアロケーション・サブコミッティー

- ・国内顧客向け資産配分の決定

日本株式ポートフォリオ・サブコミッティー

- ・銘柄の相対ウェイト決定、ポートフォリオリスク特性値の詳細なレビューと管理

日本債券サブコミッティー

- ・投資方針・戦略を決定、モデルポートフォリオを構築

トレーディング・サブコミッティー

- ・トレーディングに関連する業務全般の方針設定や規定遵守の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成23年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	1	3,055,866,470
追加型株式投資信託	53	213,121,957,378
合計	54	216,177,823,848

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第20期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第20期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第21期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第19期 (平成22年3月31日)	第20期 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	4,745,576	4,766,113
立替金	-	251
前払費用	82,097	69,936
未収入金	138,812	208,957
未収委託者報酬	570,274	486,907
未収運用受託報酬	364,881	253,032
未収還付法人税等	311,724	100,500
未収還付消費税等	45,279	-
1年内受取予定の長期差入保証金	-	12,720
流動資産合計	6,258,646	5,898,420
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 70,329	106,445
器具備品(純額)	*1 52,614	31,864
有形固定資産合計	122,944	138,309
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	16,813	10,201
無形固定資産合計	20,513	13,900
投資その他の資産		
長期差入保証金	242,519	234,114
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
投資その他の資産合計	242,519	234,114
固定資産合計	385,977	386,324
資産合計	6,644,623	6,284,744

(単位：千円)

	第19期 (平成22年3月31日)	第20期 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	36,569	57,884
未払金		
未払収益分配金	937	488
未払償還金	22,543	18,563
未払手数料	225,816	193,507
その他未払金	813,722	941,249
未払費用	76,294	123,656
未払法人税等	3,966	9,671
1年内返済予定の長期借入金	*2 -	1,500,000
未払消費税等	-	30,000
賞与引当金	119,258	244,334
流動負債合計	1,299,108	3,119,355
固定負債		
長期未払金	16,229	71,046
長期未払費用	32,270	27,457
長期借入金	*2 1,500,000	-
退職給付引当金	653,359	586,856
役員退職慰労引当金	4,249	6,743
資産除去債務	-	82,041
固定負債合計	2,206,109	774,145
負債合計	3,505,217	3,893,500
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000

資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,149,405	1,401,244
利益剰余金合計	2,149,405	1,401,244
株主資本合計	3,139,405	2,391,244
純資産合計	3,139,405	2,391,244
負債純資産合計	6,644,623	6,284,744

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
営業収益		
委託者報酬	4,909,646	4,034,802
運用受託報酬	1,018,661	1,117,508
その他営業収益	1,450,025	1,921,898
営業収益計	7,378,334	7,074,210
営業費用		
支払手数料	2,124,496	1,650,333
広告宣伝費	116,791	63,841
公告費	2,813	1,124
調査費		
調査費	352,011	391,452
委託調査費	1,271,472	1,039,527
図書費	2,656	2,821
委託計算費	81,437	75,197
事務委託費	5,330	5,695
営業雑経費		
通信費	19,274	26,855
印刷費	29,403	2,576
協会費	9,525	8,277
諸会費	3,453	2,481
営業費用計	4,018,665	3,270,184
一般管理費		
給料		
役員報酬	222,550	406,739
給料・手当	1,486,119	1,482,095
賞与	397,283	919,019
交際費	6,083	5,908
旅費交通費	27,732	58,793
租税公課	22,035	24,771
不動産賃借料	397,618	296,884
賞与引当金繰入	119,258	242,991
退職給付費用	87,568	100,276
役員退職慰労引当金繰入	1,323	2,765
法定福利費	169,083	168,514
固定資産減価償却費	50,678	64,503
諸経費	801,228	776,835
一般管理費計	3,788,563	4,550,098
営業利益（ 営業損失）	428,895	746,072
営業外収益		
受取利息	4,665	1,658
為替差益	-	18,432
時効償還金	-	4,428
法人税等還付加算金	*6	9,915
雑益	13,301	4,141
営業外収益計	17,967	38,577
営業外費用		

支払利息	*2	17,054	14,054
為替差損		21,909	-
事務処理損失		198	1,790
営業外費用計		39,162	15,845
経常利益（ 経常損失）		450,090	723,340
特別利益			
事務所移転費用引当金戻入額	*3	21,263	-
過年度損益修正益	*8	-	8,283
特別利益計		21,263	8,283
特別損失			
割増退職金等	*5	37,610	18,246
事務所移転費用	*9	-	1,130
過年度退職給付費用	*4	6,916	-
固定資産除却損	*1	47,251	627
固定資産売却損	*10	-	209
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	*7	-	12,359
特別損失計		91,778	32,574
税引前当期純利益			
（ 税引前当期純損失）		520,605	747,631
法人税、住民税及び事業税		530	530
過年度未払法人税等取崩益		31,744	-
法人税等調整額		885,857	-
法人税等合計		854,642	530
当期純利益（ 当期純損失）		1,375,248	748,161

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	500,000	500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,524,654	2,149,405
当期変動額		
純利益（ 純損失）	1,375,248	748,161
当期変動額合計	1,375,248	748,161
当期末残高	2,149,405	1,401,244
株主資本合計		
前期末残高	4,514,654	3,139,405
当期変動額		
純利益（ 純損失）	1,375,248	748,161
当期変動額合計	1,375,248	748,161
当期末残高	3,139,405	2,391,244

重要な会計方針

項 目	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法により 算定）	_____
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

（会計処理方法の変更）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
_____	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業損失および経常損失は18,270千円、税引前当期純損失は30,629千円、それぞれ増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第19期 平成22年3月31日現在	第20期 平成23年3月31日現在
------------------------------	------------------------------

*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 16,965千円 器具備品 130,699千円 *2 関係会社項目 固定負債 長期借入金 1,500,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 59,888千円 器具備品 138,898千円 *2 関係会社項目 流動負債 1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円
---	---

（損益計算書関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 36,303千円 器具備品 10,948千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 17,054千円 *3 事務所移転費用引当金戻入額は、昨年度見積り計上しました事務所の原状回復工事費用等の過大見積り計上額を取り崩したものであります。 *4 過年度退職給付費用は、出向者に対する過年度退職給付費用の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。	*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 627千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 14,054千円 *5 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。 *6 法人税等還付加算金には、移転価格に関する相互協議の結果、減額修正による国税の還付に伴って受け取った還付加算金を計上しております。 *7 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額には、資産除去債務に係る過年度分の償却額を計上しております。 *8 過年度損益修正益には、過年度賞与に係る法定福利費見積額の取り崩し漏れを当期に修正したものであります。 *9 事務所移転費用には、引当金取り崩し後に請求のあった事務所移転に係る経費を計上しております。 *10 固定資産売却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 209千円

（株主資本等変動計算書関係）

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期事業年度 増加株式数	第19期事業年度 減少株式数	第19期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第19期事業年度末 株式数	第20期事業年度 増加株式数	第20期事業年度 減少株式数	第20期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

(追加情報)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

1. 金融商品の状況に関する事項

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
（３）金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。 また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第19期（平成22年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	4,745,576	4,745,576	-
（２）未収委託者報酬	570,274	570,274	-
（３）未収運用受託報酬	364,881	364,881	-
資産計	5,680,731	5,680,731	-
（１）その他未払金	813,722	813,722	-
（２）長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,313,722	2,313,722	-

第20期（平成23年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	4,766,113	4,766,113	-
（２）未収委託者報酬	486,907	486,907	-
（３）未収運用受託報酬	253,032	253,032	-
資産計	5,506,054	5,506,054	-
（１）その他未払金	941,249	941,249	-

（２）１年内返済予定の長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,441,249	2,441,249	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第19期 平成22年3月31日現在	第20期 平成23年3月31日現在
資産 （１）現金及び預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （２）未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （３）未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 （１）その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 （２）長期借入金 長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。	資産 （１）現金及び預金 同左 （２）未収委託者報酬 同左 （３）未収運用受託報酬 同左 負債 （１）その他未払金 同左 （２）１年内返済予定の長期借入金 １年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第19期（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,745,576	-
未収委託者報酬	570,274	-
未収運用受託報酬	364,881	-
合計	5,680,731	-

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,766,113	-
未収委託者報酬	486,907	-
未収運用受託報酬	253,032	-
合計	5,506,054	-

（注３）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第19期（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	1,500,000	-
合計	-	1,500,000	-

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
１年内返済予定の長期借入金	1,500,000	-	-
合計	1,500,000	-	-

（退職給付関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 653,359千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 586,856千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 87,568千円 過年度退職給付費用 6,916千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 100,276千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 47,979 未払費用否認 233,031 退職給付引当金損金 算入限度超過額 265,859 役員退職慰労引当金否認 1,729 未確定債権債務に係る 為替差損益 57,817 その他 36,191 税務上の繰越欠損金 271,935 繰延税金資産小計 914,544 評価性引当額 914,544 繰延税金資産合計 -	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 117,219 未払費用否認 301,940 退職給付引当金損金 算入限度超過額 238,791 役員退職慰労引当金否認 2,743 未確定債権債務に係る 為替差損益 69,536 資産除去債務 12,463 その他 42,178 税務上の繰越欠損金 425,288 繰延税金資産小計 1,210,162 評価性引当額 1,210,162 繰延税金資産合計 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 同左

（資産除去債務関係）

第20期（平成23年3月31日現在）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注） 80,909千円

有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（ は減少）	1,132千円
当事業年度末残高	82,041千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	4,034,802	1,117,508	1,669,241	252,656	7,074,210

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第19期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	537.5千ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 17,054	長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 1,988

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注3) サービス提供業務報酬の受取 (注4) 情報提供業務報酬の受取 (注5) 運用再委託報酬の支払 (注3) 調査費の支払(注5) 一般管理費(諸経費)の支払(注5)	千円 52,303 527,923 154,799 901,912 130,019 47,615	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 5,700 242,261
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注3)	74,646	未収運用受託報酬	98,288

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの子会社であります。

(注3) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、 アムステル ダム市	537.5千 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 14,054	一年内 返済予 定の長 期借入 金 その他 未払金	千円 1,500,000 1,851

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	70百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託 報酬の受取 (注2) サービス 提供業務 報酬の受取 (注3) 情報提供 業務報酬の 受取(注4) 運用再委託 報酬の支払 (注2) 調査費の 支払(注4) 一般管理費 (諸経費) の支払(注4)	千円 47,670 582,798 163,351 698,884 67,237 136,069	未収運 用受託 報酬 未収 入金 未払金 (その他 未払金)	千円 11,225 80,846 69,490
兄弟 会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）・エス・エー	ルクセンブ ルク	12.65百万 ユーロ	資産管理 業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託 報酬の受取 (注2) サービス 提供業務 報酬の受取 (注3) 運用再委託 報酬の支払 (注2) 調査費の 支払(注4)	228,485 643,392 259,701 80,031	未収運 用受託 報酬 未収 入金 未払金 (その他 未払金)	35,610 49,219 88,607

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じ

た一定の比率により決定しております。

（注4）情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	320,347円54銭	1株当たり純資産額	244,004円50銭
1株当たり当期純損失	140,331円50銭	1株当たり当期純損失	76,343円04銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	1,375,248千円	損益計算書上の当期純損失	748,161千円
普通株式に係る当期純損失	1,375,248千円	普通株式に係る当期純損失	748,161千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第21期 中間会計期間末 平成23年9月30日	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	5,136,349
前払費用	92,925
立替金	458
未収入金	37,007
未収委託者報酬	760,623
未収運用受託報酬	271,805
未収還付法人税等	100,500
流 動 資 産 合 計	6,399,669
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建物附属設備(純額)	*1 93,652
器具備品(純額)	*1 33,577
有形固定資産合計	127,229
無 形 固 定 資 産	
投資その他の資産	12,947
長期差入保証金	234,114
その他投資	950
貸倒引当金	950
投資その他の資産合計	234,114
固 定 資 産 合 計	374,292
資 産 合 計	6,773,961

(単位：千円)

第21期 中間会計期間末 平成23年9月30日	
負 債 の 部	
流 動 負 債	
預り金	39,740
未払金	1,093,009
未払費用	227,575
未払法人税等	17,297
未払消費税等	*2 6,650
賞与引当金	612,681
流 動 負 債 合 計	1,996,954
固 定 負 債	
長期未払金	56,947
長期未払費用	24,865
長期借入金	2,000,000
退職給付引当金	615,879
役員退職慰労引当金	9,250
資産除去債務	82,616
固 定 負 債 合 計	2,789,558
負 債 合 計	4,786,513
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	997,448
利益剰余金合計	997,448
株主資本合計	1,987,448
純 資 産 合 計	1,987,448
負 債 純 資 産 合 計	6,773,961

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第21期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
営 業 収 益	
委託者報酬	1,564,918
運用受託報酬	603,236
その他営業収益	695,452
営 業 収 益 計	2,863,608
営業費用及び一般管理費	*3 3,297,925
営 業 損 失 ()	434,317
営 業 外 収 益	*1 38,503
営 業 外 費 用	*2 7,458
経 常 損 失 ()	403,272
特 別 損 失	258
税引前中間純損失 ()	403,530
法人税、住民税及び事業税	265
法人税等合計	265
中間純損失 ()	403,795

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第21期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	490,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	490,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,401,244
当中間期変動額	
中間純損失 ()	403,795
当中間期変動額合計	403,795
当中間期末残高	997,448
株主資本合計	
前期末残高	2,391,244
当中間期変動額	
中間純損失 ()	403,795
当中間期変動額合計	403,795

当中間期末残高

1,987,448

重要な会計方針

項 目	第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社 利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計 上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額 を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生 していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金 規定に基づく当中間会計期末日要支給額を計上して おります。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な 事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっ ております。

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第21期中間会計期間末 平成23年9月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 44,152千円 器具備品 145,983千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費 税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 440千円 為替差益 36,292千円 雑益 1,770千円
*2. 営業外費用の主要項目	支払利息 7,458千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 20,764千円 無形固定資産 2,892千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第20期事業年度末 株式数	第21期中間会計 期間増加株式数	第21期中間会計 期間減少株式数	第21期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。

(金融商品関係)

第21期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	5,136,349千円	5,136,349千円	-
(2) 未収委託者報酬	760,623千円	760,623千円	-
(3) 未収運用受託報酬	271,805千円	271,805千円	-
資産計	6,168,778千円	6,168,778千円	-
(1) 未払金	1,093,009千円	1,093,009千円	-
(2) 長期借入金	2,000,000千円	2,000,000千円	-
負債計	3,093,009千円	3,093,009千円	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超
預金	5,136,349千円	-
未収委託者報酬	760,623千円	-
未収運用受託報酬	271,805千円	-
合計	6,168,778千円	-

（注３）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	2,000,000千円	-
合計	-	2,000,000千円	-

（資産除去債務関係）

第21期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1. 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4％）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高	82,041千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（は減少）	574千円
当中間会計期間末残高	<u>82,616千円</u>

2. 中間貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,564,918	603,236	605,688	89,764	2,863,608

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

第21期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

第21期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1 株当たり純資産額	202,800円85銭
1 株当たり中間純損失	41,203円65銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1 株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	403,795千円
普通株式に係る中間純損失	403,795千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成23年12月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 野村信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 30,000百万円（平成23年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

- ・ 名称 野村證券株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末現在）
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
- ・ 資本金の額 7,000万英ポンド（約83.7億円、平成23年12月末現在）
（注）1英ポンド＝119.57円（平成23年12月末現在）で換算。
- ・ 事業の内容 シュロダー・グループの英国における投資運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社として、委託会社から外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受けて、外貨建資産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間（平成22年12月22日から平成23年12月21日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成23年3月18日	有価証券報告書
平成23年3月18日	有価証券届出書
平成23年9月16日	半期報告書
平成23年9月16日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年2月2日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・ワールド・エマージング・オープンの平成21年12月22日から平成22年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・ワールド・エマージング・オープンの平成22年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月22日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月1日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・ワールド・エマージング・オープンの平成22年12月22日から平成23年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・ワールド・エマージング・オープンの平成23年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月21日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月7日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)